

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
通信電子器材の整備		WS-Z220001	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和3年 4月13日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	九州補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処において実施する通信電子器材の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 品名・数量

品名及び数量は、調達要領指定書による。

2.2 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2によるものとし、その適用区分は調達要領指定書による。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、次のとおりとし、その適用区分は調達要領指定書による。

- a) 診断作業方式
- b) 整備（又は修理）作業方式
- c) 整備（又は修理）診断作業方式

2.5 整備作業

整備作業は、表1～表3に示す整備作業工程表によるものとし、その適用区分、工程の適用外及びその他の必要事項は、調達要領指定書により指定する。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書による。

2.7 表示

表示は、任意の見やすい場所に、修理会社又は社章及び修理年月日を容易に消えない方法で表示するものとする。ただし、作業方式が診断作業方式の場合は、表示しないものとする。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、製造会社の社内基準・規格によるものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定めるところによる。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書による。

5.2 官給品及び交換済部品の返納要領・返納場所

官給品及び交換済部品の返納要領は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.7によるものとし、返納場所は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、陸上自衛隊九州補給処整備部通信電子課とする。

5.3 輸送

輸送は、必要と認められる場合においては、調達要領指定書による。

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1－整備作業工程（診断作業方式）

工程		作業内容
1	入場点検	入場品の外観状態，構成品及び附属品を点検する。
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。
3	洗浄・清掃	油脂，塵埃等の汚れを除去する。
4	診断 ^{a)}	目視，測定機器等を使用した点検・計測により，補充・修理又は交換を要する部品及び箇所を明確にする。ただし，この作業を行うために必要な最小限度の整備工程を含むものとする。
5	組立	第2工程で分解した部品を組立て，元の状態に復元するものとする。 なお，組立に伴う調整及び給油脂を含むものとする。
6	試験	3.1による。
注^{a)} 契約の相手方は，診断後に整備診断明細書を提出し，調達要求元の承認を受けるものとする。		

表 2－整備作業工程（整備（又は修理）作業方式）

工程		作業内容
1	入場点検	入場品の外観状態，構成品及び附属品を点検する。
2	整備	部品交換等 ^{a)} により，正常に使用できる状態にする。 なお，調整，清掃及び給油脂を含むものとする。
3	試験	3.1による。
注^{a)} 細部は，調達要領指定書による。		

表 3－整備作業工程（整備（又は修理）診断作業方式）

工程		作業内容
1	入場点検	入場品の外観状態，構成品及び附属品を点検する。
2	分解	入場品を点検計測の可能な範囲の構成単位に分解する。
3	洗浄・清掃	油脂，塵埃等の汚れを除去する。
4	診断 ^{a)}	目視，測定機器等を使用した点検・計測により，補充・修理又は交換を要する部品及び箇所を明確にする。ただし，この作業を行うために必要な最小限度の整備工程を含むものとする。
5	整備	整備診断明細書により整備する。
6	組立	第2工程で分解した部品を組立て，元の状態に復元するものとする。 なお，組立に伴う調整，給油脂を含むものとする。
7	試験	3.1による。
注^{a)} 契約の相手方は，診断後に整備診断明細書を提出し，調達要求元の承認を受けるものとする。		